事業用定期借地権設定契約条項(案)

借地権設定者古河市(以下「甲」という。)と、借地権者【代表企業名/事業者名】(以下「乙」という。)とは、古河市子育て拠点施設西側敷地の利活用事業(以下「本事業」という。)のために、別紙記載の事業用敷地(以下「本件敷地」という。)について、以下のとおり借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第23条に定める事業用定期借地権の設定契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

(契約の目的)

- **第1条** 本契約は、甲が乙に対し、本件敷地に法第23条【第1項/第2項】に基づく事業用定期 借地権(以下「**本件借地権**」という。)を設定することを目的とする。
- 2 本件借地権は、法第9条及び法第16条の規定に関わらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は、 法第13条の規定による建物の買取りを甲に請求することができない。
- 3 本件借地権は、法第3条から法第8条まで、法第13条及び法第18条並びに民法(明治29 年法律第89号)第619条の適用はないものとする。

(指定用途)

第2条 乙は、専ら本事業の用に供する建物(令和●年●月●日付けで甲に対し提出した事業計画書(以下「事業計画書」という。)に定める。)を所有するために本件敷地を使用するものとし、本件借地権の存続期間中、他の用途には使用しないものとする。ただし、乙は、主たる用途の運営の継続が困難となった場合等は、6箇月前までに甲に通知し、甲の書面による事前の承諾を得た上で、用途変更を行うことができるものとする。

(禁止用途)

- **第3条** 乙は、本件敷地の全部又は一部を次に掲げる用途に自ら使用し、又は第三者に使用させてはならない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第 1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用 途
 - (2) 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「**暴力団 対策法**」という。)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその 活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
 - (4) 前項目のほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途
- 2 深夜時間帯(午前0時から午前6時の時間帯をいう。)に営業を行う用途に供する場合は、乙は事前に書面による甲の承認を得るものとする。ただし、事業計画書に記載された駐車場等につ

いては、この限りでない。

(賃貸借期間)

- 第4条 本件借地権の存続期間は、令和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日から、令和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日まで(\oplus 年 \oplus 箇月)とする。
- 2 本件借地権については、契約の更新を行わない。ただし、本件借地権の期間の満了後に当事者 の合意により再契約をすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令和●●年●月●日付で締結した本事業に係る基本協定書(以下「**基本協定**」という。)が終了した場合は、第1項の期間満了前であっても、本契約は終了する ものとする。

(土地賃借料)

- **第5条** 本件敷地の賃借料は、本件借地権の存続期間において発生するものとし、金●●●●●円とする。
- 2 甲は、本件借地権の存続期間の開始日から本事業において本件敷地に新たに整備する施設(以下「**新施設**」という。)の建設工事が完了する月の前月末日までの期間の本件敷地の賃借料の支払いを免除する。なお、新施設の所有権保存登記が完了し、登記識別情報通知又は登記済証の写しが市に提出された時点をもって建設工事の完了とみなす。ただし、当該書面が令和6年6月1日までに提出されない場合は、建設工事完了前であっても賃借料が発生するものとする。
- 3 甲及び乙は、賃借料について、契約を締結する年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ)の4月1日を起算日として、3年ごとに見直すことができるものとし、甲が定める方法により算定した額を当該年度の開始日から適用するものとする。
- 4 改定賃借料の算定は、別紙●に定めるとおりとする。
- 5 甲と乙が第2条に基づき用途変更の協議を行った結果、乙の用途変更が認められた場合、甲は 賃借料の見直しを行う。その結果、乙が甲に支払う賃借料に変更が生じる場合、乙が用途変更を 行う月の1日を開始日として適用し、用途変更前の賃借料と共に月割りにて算定する。

(支払方法)

- 第6条 乙は、本件借地権の存続期間中、各事業年度の賃借料に相当する金額を、当該事業年度の開始日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし、初回の年度は、新施設の供用開始日が属する月の1日からその直後に到来する3月31日までの期間とし、最終の年度は、その開始日たる4月1日から借地期間の末日までとして、年365日の日割計算(うるう年の場合を含む。1円未満の端数は切り捨て。)とする。
- 2 甲と乙が第2条に基づき用途変更の協議を行った結果、第5条2項に基づき賃借料が変更となり、その開始が前項に規定する支払期日以降であった場合、甲と乙は当該事業年度の最終日までに精算を行う。

(延滞金)

第7条 乙は、前条に定める支払期限までに賃借料を支払わなかったときは、支払うべき賃借料の他に、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を甲に支払う。この場合の計算方法は、年365日の日割計算(うるう年の場合を含む。)とし、1円未満の端数は切り捨てる。

(古河市子ども家庭総合支援センターの貸付)

第8条 甲は乙より、基本協定第10条に基づき設計・建設した古河市子ども家庭総合支援センターについて、基本協定第11条2項の規定に基づき賃貸借するため、建物竣工時に建物賃貸借契約を締結するものとする。

(建物の賃貸等)

- **第9条** 乙は、新施設の全部又は一部を事業計画書に記載のない第三者へ賃貸し又は使用させる場合は、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。
- 2 乙は、次に掲げる団体等に対し、新施設を賃貸し、又はいかなる方法によっても使用させてはならない。
 - (1) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体。
 - (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条 又は第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- 3 乙が第1項の規定に基づき事前に甲の書面による承諾を得て第三者と締結する建物賃貸借契約は、法第38条に定める定期建物賃貸借としなければならず、かつ、当該契約の期間は第4条に定める期間を超えてはならない。また、当該契約には、新施設が本件借地権を設定した土地の上に建設されているものであり、本件借地権は本契約の終了時に消滅し、同時に当該契約も更新なく終了することを書面に明記しなければならず、乙は、法第38条第4項に従って建物賃借人に対する通知を行わなければならない。なお、本契約の各規定の適用上、当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(借地権の譲渡・転貸)

- **第10条** 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、本件敷地の全部若しくは一部を第三者 に対し転貸することはできないものとする。また、乙は、第三者に対し本件借地権を譲渡することは、市への建物貸付開始後20年の間はできないものとする。
- 2 乙が前項の規定に基づき事前に甲の書面による承諾を得て本件敷地の全部又は一部を第三者に 転貸する場合、当該第三者と締結する賃貸借契約は、法第23条に基づく事業用定期借地権を設 定するものとしなければならず、かつ、その契約期間は、第4条に定める期間を超えてはならな い。乙は当該第三者との間で、本件借地権は本契約の終了時に消滅し、それと同時に当該第三者 との賃貸借契約も終了することを書面で約定するものとする。なお、本契約の各規定の適用上、 当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(反社会的勢力の排除)

- 第11条 乙は、甲に対し、次の第1号及び第2号に掲げる事項を表明保証し、第3号に掲げる事項を確約する。
 - (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。) が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「**反社会的勢力**」という。)ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
 - (3) 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為。

(禁止又は制限される行為)

- 第12条 乙は、本件敷地の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 新施設その他本件敷地上の施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本件敷地の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人等に不安を覚えさせること。
 - (3) 新施設その他本件敷地上の施設を反社会的勢力に占有させ、又は反社会的勢力を反復継続的に出入りさせること。

(甲による契約の解除)

- **第13条** 甲は、乙において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、甲が相当の期間 を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該 義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第2条の規定に違反したとき。
 - (2) 第6条の規定に違反したとき。
 - (3) 第9条の規定に違反したとき。
 - (4) 第10条の規定に違反したとき。
 - (5) その他本契約を継続し難い重大な違反行為があったとき。
- 2 甲は、乙において次の各号に掲げる事由が発生した場合、乙に対し何らの催告も要せず本契約 を解除することができる。
 - (1) 監督官庁から営業の停止を命じられたとき。
 - (2) 事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編その他会社の支配に重要な変更が生じたとき。
 - (3) 差押、仮差押、銀行取引停止処分又は国税等の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続の申立てをし、又は申立てを受けたとき。
 - (5) その他前各号に準ずる事由が生じたとき。
 - (6) 第3条第1項の規定に違反したとき。
 - (7) 第11条第1号及び第2号の表明保証が事実に反していたとき。
 - (8) 本契約締結後に自ら若しくは役員が反社会的勢力に該当したとき、又は、第10条第3号の規定に違反したとき。
 - (9) 第12条の規定に違反したとき。

3 前項に基づき甲が本契約を解除した場合、甲は本契約の解除により乙に生じた損害等につき一切の負担を負わないものとする。

(公用、公共用に供するための契約の解除等)

- 第14条 甲は、公用又は公共用に供するために必要を生じたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5第4項の規定に基づき本契約を解除することができる。この場合において、乙に損失が生じた場合には、乙は、甲に対し、合理的な範囲でその補償を請求することができる。
- 2 天災地変その他の不可抗力により甲が債務を履行することができなくなったことにより乙が被った損害については、甲は何ら責任を負わないものとする。

(乙による契約の解除・中途解約)

- **第15条** 甲が本契約に違反した場合において、乙が当該違反に係る義務の履行を甲に対して催告 したにもかかわらず、甲がかかる催告後相当の期間内に当該義務を履行しないときは、乙は、本 契約を解除することができる。
- 2 乙は、第4条第1項に規定する期間中に乙がやむを得ない事由により事業計画書記載の事業の 継続ができなくなった場合、12箇月前までに甲に対し書面で申し入れ、甲の書面による承諾を 得た場合に限り、本契約を解約することができる。ただし、新施設供用開始日より3年間は、乙 は本契約の解約を申し入れることはできない。
- 3 前項の規定により乙が途中解約する場合、次に定める事項に従うものとする。
 - (1) 乙は、本契約に基づく途中解約時点における賃借料の2年分相当額を違約罰として甲に支払 うものとする。なお、第5条第2項に基づく賃借料の免除は、本号に規定する違約罰の額の算 定に当たっては考慮しない。
 - (2) 甲に損害が発生した場合、乙は、前号に規定する違約罰とは別に、甲が被った損害につき、合理的な範囲で賠償するものとする。

(違約金)

- 第16条 乙は、第4条第3項の規定に基づき本契約が終了した場合(基本協定が乙の責に帰すべき事由により終了したことによって終了したときに限る。)又は第13条第1項若しくは第2項の規定により甲が本契約を解除した場合は、甲に対し違約金として第5条第1項に定める賃借料の12箇月分及び賃貸借終了時の原状回復のための解体費相当額(整地に係る費用を含む。)である金●●●円を支払うものとする。当該違約金の額については、本契約期間内において、甲乙間で協議の上、双方の合意により増減することができる。なお、本条に規定する違約金の額の算定に当たって、第5条第2項に基づく賃借料の免除は考慮しない。
- 2 第1項に基づく違約金の支払いは、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(原状回復等)

第17条 乙は、第4条第1項の期間満了により本契約が終了する場合、新施設及びその他本件敷地に附属させた一切の物を自己の費用をもって収去し、本件敷地を更地にした上で、期間満了日

までに甲に返還することを原則とする。但し、解体撤去の詳細範囲については、事業期間終了の 事前に、選定事業者と本市との協議により定めることとする。

- 2 乙は、本契約が第12条から第14条までの事由により終了する場合、新施設及びその他本件 敷地に附属させた一切の物を自己の費用をもって収去し、本件敷地を更地にした上で、甲の指定す る期日までに甲に返還するものとする。
- 3 乙は、第1項及び第2項に定める本件敷地の返還をする場合は、甲による現地確認を受け、その承諾を得ることをもって本件敷地の明渡しが完了したものとする。
- 4 理由の如何を問わず本契約が終了した場合において、乙が第1項又は第2項の規定に基づき本件敷地を更地にした上で甲に本件敷地を返還しなかった場合、甲は、乙に代わって本件敷地を更地にすることができる。この場合において、乙は、新施設その他本件敷地に附属させた一切の物に対する所有権を放棄したものとみなし、甲が更地にすること及び残置された物を処分することについて異議を申し出ることができず、その一切の費用は、乙の負担とする。
- 5 前項までに規定する更地とは、新施設その他本件敷地に附属させた一切の物を収去した上で、 良質な土砂で平らに均し、土砂の飛散が起こらないようにした状態とする。また、本件敷地につ き土壌汚染対策法(平成14年法律第51号)第3条に規定される有害物質使用特定施設の敷地 として利用した場合は、乙の費用により土壌汚染調査を行うものとし、土壌汚染が判明した場合 には、乙の費用及び責任により、土壌汚染部分について法令上要求される対策を講じ、土壌汚染 の無いことを甲に対し保証しなければならない。
- 6 本条に定める本件敷地の明渡しが遅延した場合は、乙は、甲に対し、遅延した日数に応じ、本 契約の終了日現在の賃借料の倍額に相当する金員を支払わなければならない。
- 7 乙は、第1項及び第2項に基づき本件敷地を甲に返還するときは、乙が支出した必要費及び有 益費等について、甲に対しその償還等を請求することができない。

(登記)

- 第18条 甲及び乙は、本件敷地について事業用定期借地権設定登記を行うものとする。
- 2 本契約が終了した場合には、乙の責任において直ちに本件敷地に係る事業用定期借地権の終了、 本件敷地上の建物の収去及び新施設に付着した担保権の消滅等に伴って必要な一切の登記手続き を行うものとする。
- 3 本条に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(公租公課)

第19条 本件敷地の租税は甲の負担とし、新施設の租税は乙の負担とする。

(債務不履行に対する措置)

第20条 乙は、本契約に基づく金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服するものとする。

(公正証書による契約の締結)

- **第21条** 甲及び乙は、公証人役場において、公正証書により、本契約条項に定める内容に基づく 事業用定期借地権の設定契約を締結する。
- 2 甲乙間の事業用定期借地権設定契約は、前項の公正証書作成の時に効力を発生するものとする。
- 3 第1項の公正証書作成に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(届出事項)

- **第22条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、速やかに書面で届け出なければならない。
 - (1) 乙の名称又は主たる事務所の所在地その他登記すべき事項につき変更が生じたとき。
 - (2) 基本協定に基づく事業の実施及び継続に、悪影響を及ぼす事由又はそのおそれのある事由が生じたとき。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に係る訴訟については、水戸東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所と する。

(解釈及び適用)

- 第24条 本契約、基本協定、本事業に係る募集要項、要求水準書及び事業計画書相互間に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約(変更がある場合はこれを含む。)、基本協定、事業計画書、募集 要項、要求水準書の順に優先して適用される。
- 2 本契約、協定書、事業計画書、募集要項、要求水準書に定めのない事項又は解釈について疑義 がある事項については、甲及び乙は、法、民法、その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協 議し、解決するものとする。

令和●●年●●月●●日

- 甲 茨城県古河市下大野2248 古河市 代表者 古河市長 針 谷 力
- 乙 【代表企業/事業者】